

憲法發布直後の伊藤博文

——大赦・義解・欧米——

堅 田 剛

明治憲法發布の直後、伊藤博文は三つの事後的措置を施行した。すなわち、①憲法大赦の実施、②『憲法義解』の編纂、そして③金子堅太郎の欧米派遣、の三つである。それぞれの詳細はのちに述べるとして、前もって最小限の説明を付け加えておくならば、伊藤は、第一に、民権派に大赦を与えて国内的な融和を図り、第二に、憲法の公権的な解釈を提示し、第三に、欧米各国に向かって近代国家日本が発足したことを宣言したのである。国内、学

界、国外に向けての、実にもごとで迅速な対応であった。

以下ではその各々について、できるだけ当時の状況を再現しながら論評してみたい。伊藤博文と明治憲法の関係について、知られざる側面が浮かび上がってくるはずである。

一 憲法大赦

まずは「憲法大赦」である。板垣退助監修の『自由党史』は「憲法発布」の章をもって閉じられるのだが、そこに「大赦令」の項目が含まれている。

明治二十二(一八八九)年二月十一日、憲法発布の当日のことであるが、これを寿ぐ行事の一環として、大赦令が発せられた。『自由党史』には、「天皇、皇族に対する犯罪、朝憲紊乱の犯罪、内乱陰謀の犯罪、外国に対して戦端を開かんとする犯罪、兇徒嘯聚の犯罪、陸海軍刑法、保安条例、集会条例、爆発物取締規則、新聞条例、出版条例の犯罪等、凡そ国事上の意思に出でたる者を盡く大赦あらせらる」と記されている。⁽¹⁾要するに、憲法成立を祝つて、政治犯の罪が一斉に赦されたということだ。

『自由党史』は、この日に大赦の恩恵に浴した者について、事件名と人名の一覧を掲げている。ここでは、主な者だけを紹介するが、たとえば、福島事件(河野広中)、朝鮮改革陰謀事件(大井憲太郎)、保安条例違反(片岡健吉)、秘密出版事件(星亨)、に代表されるような事件と受刑者たちである。⁽²⁾自由党は、国会開設の詔勅を受けて、明治十四(一八八一)年の十月に結成された。当初より路線をめぐる内部対立があり、急進派はたびたび武力的騒擾事件を起こした。政府の弾圧や懐柔もあって、党首の板垣退助らは明治十七年の十月には解党を宣言したが、これに反対する星亨らはなおも過激な反政府運動を進めた。

このうち秘密出版事件と保安条例事件は、「三大事件」と直接に関わっている。ともに明治二十(一八八七)年中に起きた出来事である。三大事件とは、政府への三つの要求項目という意味であり、具体的には、「地租軽減」、

「言論集会の自由」、「外交策の挽回」を指している。旧自由党系の活動家たちは、これをもって新たな自由民権運動の大同団結を図り、政府に対する建白を組織化しようとした。三大事件建白運動は、いわゆる鹿鳴館外交への反応を契機として、明治二十年の八月ころに始まった。

ここにおいて政府攻撃の有力な武器となったのが、各種の秘密出版であった。本来政府側に秘匿されるはずの機密書類が、民権派に漏洩し、出版物として大量に流布したのである。『自由党史』には、次のように記されている。

秘密出版は、幾処にも行はれ、板垣の封事、谷及び勝の意見書、ボアソナードの建言書、憲法草案と題する文書、グナイストの講義筆記の類、瞬く間に排印して、所在に飛行し、何人も其一冊を有せざるなきの状態となり、探偵厳密に搜索するも、之を糾弾する能はず。政府狼狽し、倍々キキキ狗吏を放つ。而して、狗吏追躡ツツイシヨすれば、志士壮士忽ち避け、恰も迷蔵を捉ふるが如く、互に相回走して、運動日に愈々激し来れり。⁽³⁾

引用文中の「板垣の封事」とは、板垣退助による提言書（八月十二日付）であり、「谷及び勝の意見書」とは、農商務大臣谷干城の意見書（七月）と、勝安房（海舟）の意見書（五月）のことである。さらに「ボアソナードの建言書」とは、裁判権条約草案に関する意見書（六月）のことである。⁽⁴⁾ 詳細な紹介は省くが、これらは総じて政府の外交政策、とりわけ条約改正方針、より端的には鹿鳴館外交に向けられたものであった。

明治国家にとって最大の外交的課題は、幕末に西洋列強と締結された不平等条約の改正にあった。伊藤博文内閣のもとでは、盟友の井上馨が外務大臣として各国との改正交渉に当たった。井上はまずは日本の欧化こそ先決だと

して鹿鳴館を建設し、西洋式の舞踏会をつうじて、即席の欧化と外交の円滑化を図った。ところが、肝心の条約改正に際しては、在日外国人の犯罪に対して外国人裁判官による裁判を容認するといった、まことに国辱的な妥協で切り抜けようとした。このことについて法学的な視点から批判しえたのは、皮肉にもお雇いフランス人のポアンナードのみであった。その他の意見書も、鹿鳴館での連日の舞踏会を井上外交の象徴として非難することで、伊井内閣、つまり伊藤と井上の内閣に揺さぶりをかけた。条約改正交渉に行き詰まった伊藤博文は、九月十七日に井上内閣を更迭したが、勢いを得た民権派は三大事件建白運動を組織化して、全国各地から上京の動きを示しはじめた。一連の秘密出版が、こうした反政府運動を加速させたことは疑いない。けれども、秘密出版物の中には、条約改正ではなく憲法制定に関わるものがあつたことに着目せねばならない。そもそも、明治政府、というよりは伊藤博文にとつて、条約と憲法のいずれが優先課題であつたらうか。条約改正が進捗しなかつたのは、列強間の利害対立が真因だとしても、日本が西欧並みの法治国家でないことがその口実とされた。このかぎりでは、条約改正のためにこそ法制度の整備が急務とされた。けれども法制度の整備のためには、日本がいかなる国家であるかを国内外に示す必要があり、そのためには基本法としての憲法の制定こそが優先されるべきことになる。政府にあつて、少なくとも伊藤博文はそうのように考えていたはずである。

『自由党史』が掲げる秘密出版物のうち、「憲法草案と題する文書」とは、お雇いドイツ人ヘルマン・ロエスラーによる憲法草案である。そして「グナイストの講義筆記」とは、ベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナイストによる憲法講義の筆記録である。伊藤博文は明治十五（一八八二）年から翌年にかけて憲法調査のためヨーロッパに滞在し、ベルリンでグナイストの個人教授を受けた。「グナイストの講義筆記」が伊藤自身が受講した際の筆記録そのものであるかはともかく、民権派によって、それが伊藤の持ち帰った憲法講義と信じられたことはま

ちがいない。また「憲法草案と題する文書」については、それがロエスラー草案と認識されていたとまでは思えないが、これこそ伊藤博文らが起草中の憲法草案であると確信されたことも疑いの余地がない。

民権派は、「グナイストの講義筆記」にプロイセン憲法の日本語訳を付し、これに「憲法草案と題する文書」を合綴して『西哲夢物語』と題する秘密出版物を作成した。桃色の表紙には「明治二十年十月印刷」とある。一連の秘密出版事件の掉尾を飾るかのようにして、『西哲夢物語』は登場した。『西哲夢物語』は、出版時点において政府に大きな衝撃を与えたのもちろんだが、のちの吉野作造や鈴木安蔵による憲法制定史研究にとつてもきわめて重要な資料となった。このことは別の場所に書いた⁽⁵⁾ので、ここでは繰り返さない。それよりも、明治二十年という時期の政治的意味について確認しておきたい。

勝安房の意見書にはじまる政府批判、三大事件建白運動、秘密出版事件、鹿鳴館外交の挫折、こうした出来事は、すべて明治二十年に起きている。二年前に内閣制度が発足して、初代内閣となった伊藤の政府は、こうした難局に直面したのである。しかし、内閣総理大臣たる伊藤博文にとつての最大の課題は、それよりも憲法制定問題であつたにちがいない。この年の夏、伊藤による憲法起草作業は大詰めを迎えていた。条約改正は外務大臣の井上馨が当面の責任者であるし、治安については内務大臣の山県有朋に任せておけばいい。けれども憲法制定に関しては、伊藤はみずからの手で実現することを強く自覚していた。

ロエスラーによる憲法草案が完成したのは、明治二十年の四月末日のことである。伊藤博文はこれを受けて六月はじめから拠点を相州金沢の東屋旅館に移して、本格的な憲法起草作業を開始した。金沢に同行したのは、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の三名である。すなわち、伊藤博文を中心とした四名のみで、東京から隔離された場所⁽⁶⁾で秘密裏にその作業はおこなわれた。持ち込まれた資料の中では、ロエスラー草案が最重要のものであり、井上

殺によるいわゆる甲案・乙案もロエスラー草案を踏まえていた。

ところが、こともあろうに八月六日の夜に東屋に泥棒が侵入して、伊東巳代治の鞆が盗まれた。その中にロエスラー草案が入っていたことはいうまでもない。そして十月に『西哲夢物語』が秘密出版物として大量に流布した。窃盗事件が本当にあったのかも含めて、このことと『西哲夢物語』とのあいだには、なお未解明な部分が残る。しかしながら、憲法草案が漏洩したことと、それが『西哲夢物語』として出現したことだけは、動かしがたい事実である。

『自由党史』も認めるように、『西哲夢物語』をはじめとする一連の秘密出版事件の首謀者は旧自由党の星亨であった。政府はその摘発を進めたが、にも拘わらず、三大事件建白のためと称して、やはり旧自由党の活動家たちが続々と上京してくる。すでに井上馨は外務大臣を辞任していたから、請願に名を借りた民権派の鋒先は政府そのもの、つまり伊藤博文自身に向けられている。少なくとも、伊藤自身はそうのように考えたはずである。

そこで保安条例である。保安条例は、明治二十年十二月二十六日に発布され、即日施行された。その眼目は、民権派を首都東京から物理的に排除することであった。その第四条には、「皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内乱を陰謀し又は教唆し又は治安を害するの虞ありと認むるときは警視總監又は地方官は内務大臣の認可を経り日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に入居又は寄宿又は住居を禁ずることを得」とあった。⁶⁾退去命令の発動要件には、内乱の陰謀または教唆もしくは治安の阻害の「虞」とあるが、それは旧自由党员およびその同調者であるというだけで充分であった。執行には内務大臣山県有朋の指揮の下、警視總監三島通庸が当たった。

保安条例の威力はすさまじかった。混乱は、ほぼ一日で治まった。三島は警視庁管轄の警官を総動員して民権派

の排除を實行した。二十六日だけで六百名にもおよぶ民権派が東京郊外に放逐され、抵抗する者は逮捕された。退去処分を受けた主な者には、中江篤介(兆民)や星亨や片岡健吉など幹部級の者も多く含まれていた。ほとんどは旧自由党系であるが、例外的に改進黨の尾崎行雄も退去させられた。片岡は抵抗したため逮捕されて石川島に送られ、星は別件の秘密出版に絡んで、やはり石川島に送られた。民権派の反政府運動は、完全に封じられた。

保安条例の直接のねらいは、三大事件建白を大義名分として東京に集結した民権派を、一挙に排除することにあつた。しかし、このことの結果として、伊藤博文による憲法制定の事業遂行が格段に容易になつたことは疑いない。明治二十年の年末というこの時期は、民権派が闘争目標を見失つた時期である。鹿鳴館外交と揶揄された条約改正交渉は、井上馨の失脚によって頓挫してゐた。一方で、憲法起草の作業は、東屋から近隣の夏島に拠点を動かして進められ、伊藤は夏島草案と呼ばれる草案を持ち帰つて、翌年からはいよいよ東京での公的な憲法制定段階へと移行する手はずになつてゐた。すなわち、外交と憲法の優先順位は、まったく逆転してゐたのである。

明治二十二年の二月十一日は、もとより憲法發布の日であるが、この日の最大の政治的儀式は、民権派に対する大赦であつたのかもしれない。憲法が無事に成立した以上、東京から放逐されてゐた者を解放し、石川島の獄中にあつた者を釈放することで、憲法の下での国内融和を図つたことである。そうした脚本を書いた政治家が仮にいたとしたら、それは伊藤博文を置いて他にはいない。保安条例によつて最も利益を得たのは伊藤であつたし、憲法發布後、憲政の安寧な船出を願つたのも伊藤であつたからである。

二 憲法義解

「憲法大赦」は、明治二十二年(一八八九)年二月十一日におこなわれたが、実質的には最初の憲法適用事例であったともいえる。明治憲法第十六条には、天皇大権の一つとして、「天皇ハ大赦特赦減刑及復権を命ス」とある。⁽⁷⁾さらに「憲法義解」によれば、大赦とは「一の種類の犯罪に對し之を赦す」こととある。憲法発布の当日、民権派を対象におこなわれた大赦は、政治的には天皇の權威を借りて政治的融和を図る一大儀式であったが、これを法思想的にみれば、とくに秘密出版事件については、事件そのものが憲法と表裏の關係にあった。

ところで、ここに取り出した「憲法義解」であるが、これもまた伊藤博文が憲法発布直後におこなった事業の一つであった。「憲法義解」は、伊藤博文の私著という形式で明治二十二年の六月に出版された。しかし、その実質は、明治憲法の公的な註釈書である。法とは立法されたのち独り歩きして条文的意味を変遷させていくものであるけれども、立法者はみずからの作品である法に對して、本来の条文的意味を固定したいとの誘惑に駆られる。伊藤博文もまた、明治憲法制定の当事者として、この憲法の正統な註釈を後世に残すべく、「憲法義解」を公刊したのであった。

とはいえ、「憲法義解」の内容は、必ずしも憲法発布後のものではない。伊藤博文は、いわゆる夏島草案をもとに憲法草案を完成させて、明治二十一年(一八八八)年の四月に天皇に奉呈した。ただちに草案審議のために枢密院が組織され、伊藤は総理大臣職を辞して、枢密院議長となり、憲法制定会議の議長に就任した。同会議は、五月八日に始まった。伊藤は、会議の資料として、憲法案に逐条的な説明を付した文書を配布した。この「原案理由書」

が、「憲法義解」の元本であった。⁽⁹⁾ この意味では、「憲法義解」は、憲法発布以前に出来上がっていた。

やはり憲法発布直後のことであるが、憲法制定会議での「原案理由書」を公刊すべく、明治二十二年二月中旬に、「共同審査の会合」が発足した。宮沢俊義によれば、この会合は伊藤博文が議長を務め、これに井上毅と伊東巳代治が加わり、さらに穂積陳重、富井政章、末岡精一の三人の帝国大学教授と、大蔵参事官阪谷芳郎らが参加した。⁽¹⁰⁾ 会合の場所として枢密院官舎が使われ、会合は三月上旬まで続けられた。「共同審査の会合」なるものは、「憲法義解」を出版するための編集会議のようなものであって、憲法制定会議における「原案理由書」に対して、解説文の字句の整理以上に、大きな変更を施したわけではない。

共同審査の結果、整理された「原案理由書」が「憲法義解」の稿本となった。ただし、これが公刊されるに際しては、少々込み入った事情がある。そもそも枢密院の憲法制定会議において審議されたのは、狭義の憲法条文だけではない。むしろ優先的に取り扱われたのは、皇室典範であり、これは五月八日から六月十五日まで七回にわたって審議された。次いで憲法につき六月十八日から七月十三日まで十回にわたって審議された。その後、議院法や衆議院議員選挙法や貴族院令といった付属法規の審議がおこなわれた。⁽¹¹⁾ 付属法規はともかくとして、憲法は、当初から皇室典範と一体のものとして、制定されたのである。

したがって、皇室典範についても、憲法制定会議に「原案理由書」が用意されたはずだし、皇室典範の制定後には、やはり「共同審査の会合」で解説文の整理がおこなわれたのかもしれない。詳細はなお不明だが、皇室典範の解説と憲法の解説が一体化して準備されたことは疑いない。

こうして、「大日本帝国憲法義解」と「皇室典範義解」とは、抱き合わせの形で出版された。宮沢俊義は、最初の公刊本についての書誌的事項を次のように紹介している。

この公刊本は四六版、明治三二年四月二四日印刷、同年六月一日出版。発行人は博聞社・金港堂・丸善商社書店および哲学書院。印刷は印刷局。はじめに「大日本帝国憲法義解」があり(一頁乃至一四二頁)、次に「皇室典範義解」がある(二四三頁乃至二〇〇頁)。巻頭には「国家学会之章」といふ印が押されており、ついで、伊藤博文の序文が彼の手書体のまま印刷されてある。表紙の中央には「憲」の字があり、をはりの表紙の中央には「典」の字がある。扉にも背中にも「12帝国憲法義解 皇室典範」といふ複合的な題名があるだけで、統一的な題名は示されていない。13

「大日本帝国憲法義解」と「皇室典範義解」は、一体のものとして出版された。それは単なる出版の都合によるものではなく、憲法発布以後の明治国家体制そのものが、憲法と典範、つまり「憲」と「典」の二つの基本法によつて成立していたということである。これを顕教と密教の組み合わせとしてもいいが、憲法学者の小嶋和司は「明治典憲体制」なる表現で要約している。13

それはともかく、この二つの義解については、統一した題名が付与されなまま出版されたこともあり、便宜上「憲法義解」と総称されてきた。今日入手可能な岩波文庫版も、「憲法義解」の標題の下に、「大日本帝国憲法義解」と「皇室典範義解」が収録されている。そうしたややこしい事情があるけれども、本稿では主として「大日本帝国憲法義解」を念頭に、これを「憲法義解」と呼んでおきたい。「明治典憲体制」を顧みないわけではないが、これについては別の視点から論じるつもりである。

「憲法義解」の表向きの著者は、伊藤博文である。憲法制定会議における「原案理由書」つまり逐条説明書を公刊するに際して、当初は官報で公表するとの案もあったようだが、井上毅が自分の私著として出版することを主張

し、結局、伊藤博文の私著として刊行することになった。これは単なる刊行形態についての混乱ではない。そうでなくて、誰が実際に憲法を起草したかについての、一種の功名争いではなかったらうか。

そもそも、明治憲法は欽定憲法である。だからこそ、二月十二日の紀元節に憲法発布式典をおこない、明治天皇が総理大臣黒田清隆に対して、憲法を手交するという儀式を挙行したのである。もちろん、それは形式であって、憲法起草の責任者が伊藤博文であることは誰もが知っていた。伊藤の下には、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の三名がおり、このうち井上が実務的な意味での憲法起草担当者であった。草案起草の段階においては、こうした布陣は秘されていた。憲法発布ののち、とくに伊藤博文と井上毅のあいだで、誰が真の立法者であったかの、主導権争いがあったということだろう。

もちろん、一方は前内閣総理大臣にして現枢密院議長であり、他方は内閣法制局長官である。組織論からすれば、事務担当者の井上よりは、統轄者の伊藤の功績ということになる。さらに実態論からしても、伊藤博文は他の三人とともに、合宿までして互いに腹藏のない議論を交わしたうえで草案を完成させた。したがって、いかに実務担当者とはいえ、憲法草案を井上毅個人の作品とするのは困難である。さらに実態論を進めれば、ヨハネス・ジーマスの指摘するように「井上の傍らにはロエスラーがいた」のだから、最初の草案起草者としてのヘルマン・ロエスラーを抜きにして、井上のみを真の起草者とすることもできない。それどころか、伊藤博文が井上毅を介してロエスラーを使つたとしてもでき、こうしたことを総合すれば、憲法制定の第一の功績を、伊藤博文に帰すことには十分な理由がある。

念のために付け加えるが、組織体としての枢密院憲法制定会議も、形式以上の立法者とは言いがたい。憲法制定会議の審議状況につき、その構成員でもあった金子堅太郎はこう述べている。「其の他憲法の原案の条文に付ては

多少の修正はありたれども、其の精神又は骨子とも云ふべき点に於ては、少しの修正もなく殆んど原案の儘に通過した」と。

金子の表現によれば、「王政復古の大元勳」である三条実美、「薩長二藩の文武の元勳又旧改進黨総理」の大隈重信、「旧改進黨副総理」の河野利鎌、「保守的国粹論者」の鳥尾小弥太、「勤王忠誠」の土方久元と佐々木高行、「漢学の碩儒」元田永孚と副島種臣、こうした立場の異なる様々な面々も、原案に大きな異議を唱えることはなかった。うるさ型の勝安房なども審議中一言も発せず、金子の問いかけに対して、「実は顧問官に任せらるゝ迄は、伊藤さんの起草せらるゝ憲法に付ては、朝野の人々より種々なる批難を聞きたれども、今此の原案を見たるにサラサラと読めて、実に結構に出来て居るから、別に意見はありません」などと答えるほどであった。¹⁵⁾ 憲法制定会議は、天皇の臨御のもと、なにごともなく原案を通過させたのである。

明治憲法は、まさしく「伊藤さんの起草せらるゝ憲法」であった。そうだとすると、「欽定」憲法を伊藤博文の「私著」として「公刊」するには、なお問題が残る。伊藤博文の意図を井上毅が金子堅太郎に伝えたという、複雑な証言であるけれども、これを以下に引用する。入院中の金子を、井上が見舞ったときのことである。

其の後井上が病院に來り憲法も已に發布せられたれば政府は其の注解を公表するの必要を感じ兼て井上が憲法起草中外国の憲法を研究し又我が皇室の歴史慣例を精査して熱誠を以て記述したる憲法義解に付法学者二三名に命じ吾々起草者と共同審査せしむることに決定したる旨を報告した。超えて十数日井上は再び來り共同審査も終了し政府に於て之を公刊し世間に發布する説もありたれども、伊藤議長は若し此の憲法義解を政府の公刊物とすれば、伊藤が自己の注解を以て政府の官撰となすとの批難を招くの嫌あれば、伊藤博文の私著とするこ

とに決定せられ、其の版權は国家学会に寄贈せらるゝ旨を報告した。⁽¹⁶⁾

金子堅太郎の証言をよく読むと、彼は「憲法義解」なる言葉を二つの意味で用いている。すなわち、第一の憲法義解は、井上毅が記述して憲法制定会議で配布した「原案理由書」であり、第二の憲法義解は「共同審査の会合」を経た、つまり井上の「原案理由書」の文言を若干修正したものである。伊藤博文の私著として公刊された「憲法義解」が後者であることは、あらためていうまでもない。井上の理由書が、共同審査を経て、伊藤の義解になったということは、立法者の榮譽も井上から伊藤に移ったということである。

伊藤博文は、「憲法義解」を政府刊行物ではなく「私著」として公刊する理由について、憲法の註解が「政府の官撰」だと非難されるのを避けるためと述べたようだが、これはまったく説得力がない。憲法制定に専心すべく、伊藤は内閣総理大臣の職を辞したけれども、枢密院議長となった彼を私人とみる者など、誰もいなかったからである。現に公刊された「憲法義解」は、「枢密院議長伊藤伯著」と記されており、これが私著であろうはずがないのである。

伊藤博文は憲法の立法者であることに留まらず、みずから解説者ないしは解釈者になった。憲法理念といった抽象的なものの解説者ではない。憲法の逐条的な解釈者として、私著に名を借りて公権的な解釈をおこなったのである。⁽¹⁷⁾それが彼の「憲法義解」であった。

なお、その版權を国家学会に寄贈したことの意味についても、考えてみたい。国家学会は、明治二十(一八八七)年に帝国大学法科大学の政治学科を基盤に組織された。明治十四(一八八一)年の政変以降、明治政府そのものがドイツ国家学の移入に傾いていたが、帝国大学における政治学科の開設と国家学会の創立には、とりわけ伊藤

博文の意向が反映している。発足当初の国家学会には、伊藤をはじめ、井上馨や井上毅などの政治家や法制官僚も参加しており、ドイツ国家学の振興という、国策の遂行が期待されていた。

したがって、『憲法義解』の版權を国家学会に寄贈するということは、私著として公刊するための便法ではありえない。伊藤の意図はもっと積極的なものであって、第一に、国家学会を財政的に支えること、第二に国家学会の政治思想を憲法の枠内に収めること、にあったのではないだろうか。『憲法義解』の巻頭に押された「国家学会之章」は、伊藤博文自身によって与えられた公権的解釈のお墨付きにほかならなかった。

実際、『憲法義解』はよく売れて、丸善版だけでも昭和十(一九二五)年までに十五版を重ねている。このほかにも、東京新報社、法理精華社(英吉利法律学校)、横浜法律学校、宝文軒、同労舎、同盟書房、駸々堂、興法舎、日本国学振興会、等から出版されたものも確認できる。丸善発行の第十五版からはやや体裁も変わり、「皇室典範義解」を含めた統一的な題名として『憲法義解』の名称が定着し、今日の岩波文庫版の底本につながっている。

『憲法義解』における「大日本帝国憲法義解」と「皇室典範義解」の抱き合わせは、まさに明治国家のあり方を端的に象徴している。「憲」と「典」の一体化は、まさに「明治典憲体制」と呼ばれる日本独特の国家体制を形成した。すなわち、明治国家には広狭二つの憲法があり、狭義の憲法は「大日本帝国憲法」であるが、これに「皇室典範」に象徴される天皇制を付け加えた広義の憲法があったことになる。いうまでもなく、広義の憲法とは「国体」のことである。憲法制定の最初から存在したこの二重構造は、やがて学界と政界を巻き込んで国体論争を引き起こすことになる。このことは、のちにあらためて言及する。

三 Commentaries on the Constitution

『憲法義解』が出来上がるや、伊藤博文は「大日本帝国憲法義解」の英訳を伊東巳代治に命じた。『憲法義解』刊行直後の、明治二十二(一八八七)年六月初めごろと思われる。これについても、金子堅太郎の証言を紹介しておこう。

是より先き伊藤議長は、其の著書「憲法義解」の英訳を伊東巳代治に命じ、内閣雇英国人「チョーダン」と共に之に従事せしめられたれば、今回余の洋行を機会とし、英訳の「憲法義解」数十部を携帯し、彼の地到着の後、欧米の政治家及び憲法学者に一本を贈与し忌憚なき意見を徴して帰朝せよと命ぜられた。⁽¹⁸⁾

憲法起草者の一人たる伊東巳代治に英訳を命じたのは、伊東が英語に堪能であつたからであろう。内閣雇いの「チョーダン」については詳細は不明ながら、英訳に際しては補助的な役割に留まったものと思われる。⁽¹⁹⁾伊東巳代治による英訳本は、「Commentaries on the Constitution of the Empire of Japan」という標題のもとに完成した。対外的に「大日本帝国」と名乗ることは憚られたためか、標題では「日本帝国」となっている。英訳本の版權は、英吉利法律学校に与えられ、同校から六月二十八日に公刊された。

伊藤博文は、欧米への出張を翻訳者の伊東巳代治ではなく、金子堅太郎に命じている。金子は憲法起草中から健康がすぐれず、發布直後の二月十四日に入院した。そのため、「共同審査の会合」にも出席することができず、し

たがって「憲法義解」の出版作業にも参与していない。入院は三か月におよび、体調が回復するのと同時に欧米派遣を命じられた。その名目は議院制度の調査であったけれども、それよりも日本に憲法ができたことの報告と、日本憲法についての欧米側の反応を探ることが、より重要な目的だったのではなからうか。

さらにいえば、このときの金子堅太郎の欧米出張は、七年前の伊藤博文の憲法調査旅行に対応している。すなわち、一方は憲法制定前の調査であり他方は憲法制定後の報告であって、両者は対称的な関係にあった。伊藤博文の憲法調査旅行には、伊東巳代治は随行したが金子堅太郎は随行しなかった。今回の金子の出張には、その埋め合わせの意味もあったのかもしれない。とはいえ、随行者を含めてわずか五人の調査団であったから、病み上がりの金子にとって楽な旅行ではなかっただろう。

金子堅太郎は、七月二十一日に欧米に向けて出発した。その旅程や、誰と会って何を話したか等については、金子自身が「憲法制定と欧米人の評論」を書いて概要を記している。この著作は標題にみられるように、大きく憲法制定篇と評論篇に分かれており、後半の評論篇が欧米出張の記録である。前半の憲法制定篇も、憲法起草の裏話が含まれており興味深いのだが、ここでは評論篇を中心に紹介する。なお、この著作は、伊藤博文をはじめ、井上毅および伊東巳代治が亡くなって、直接の憲法起草者としては金子堅太郎のみが存命している時点、具体的には昭和十二(一九三七)年に出版された。このことの意味についても、のちに論じる。

以下では、金子の旅程に即して「欧米人の評論」を検討する。ただし、そのすべてを紹介するわけではない。

さて、金子堅太郎が真っ先に訪れたのは、アメリカであった。伊藤博文の憲法調査では、訪問地はヨーロッパに限られていたが、金子の場合には、最初の訪問地としてアメリカが選ばれた。その理由は判然としない。単なる旅程上の都合かもしれないし、アメリカに対する外交的配慮であったのかもしれない。ところが、サンフランシスコ

からニューヨークに向かい、そこで最初に会談した要人は、アメリカ人ではなく、内務大臣の山県有朋であった。「恰もよし」同じホテルに山県が滞在していた、と金子は述べるのだが、偶然の出会いであるはずがない。

山県有朋も、前年の明治二十一(一八八八)年十月から欧米に派遣されていた。憲法制定の大詰めの段階にも拘わらず、彼は日本にいなかったたのである。金子はこの山県に、不在中の政治状況を報告した。山県有朋は伊藤博文に次ぐ実力者であったから、この会談には伊藤の意思が働いていたはずである。伊藤は金子を介して、憲法政治への協力を要請したにちがいない。金子はこう記している。「晩食後直ちに山県大臣に面会し、憲法会議を始め、本邦政界の実況を報告し論議すること午後八時半より午前二時に到る⁽²⁰⁾」。単なる儀礼的な面会ではなかったようである。

それはともかく、金子は、八月十八日にメイン州の避暑地で、合衆国務長官のジェームス・ブレインと会談した。ブレインは、君主の主権につき、意外にもイギリス方式ではなくドイツ方式を推奨した。君主権は議会によって制約されるべきではなく議会に超然たるべきだ、というのである。⁽²¹⁾これを反民主主義的と批判するのは簡単だけれども、ここにいう「君主」を「大統領」と置き換えれば、異なった評価も可能である。ブレインは政府の一員として、行政権の独立を強調したかったのかもしれない。

その後、金子堅太郎はベルリンに赴いて、まずルドルフ・フォン・グナイストに会った。十月のことと思えるが、金子は日付を明示していない。グナイストに会ったのは、伊藤博文の指示による。伊藤は明治十五(一八八二)年に渡欧して、ベルリン大学のグナイストからプロイセン憲法の個人教授を受けた。このことが『西哲夢物語』の秘密出版事件にもつながった。伊藤が明治憲法を起草するに当たって、グナイストに深い恩義を感じていたことは疑いない。伊藤は自身の代理人として、金子をグナイストのもとに差し向けたのである。

「英訳の憲法義解及び紹介状を携えて」グナイスト邸を訪ねたところ、彼はあいにく不在であった。しかし翌日になって、今度はグナイストが金子を訪ねてきた。伊藤の厚意に感謝しつつも、グナイストのいうには、「目下自分には老衰したれば日本憲法を熟読して意見を述ぶること能はざる」とのことであり、これを伊藤に伝えてくれとのことであった。⁽²²⁾ こうした愛想のない言い方は、いかにもグナイストらしい。伊藤が憲法講義を依頼したときにも、自分は日本のことを知らないから適切な助言はできない、と述べていたからである。随行員はこれを聞いて憤ったが、伊藤はこのグナイストから、長期にわたって個人講義を受けた。それ以来、彼ら二人のあいだには、強い信頼関係が成立していた。

金子は初対面ということもあり、人情の機微が理解できなかったようだ。彼はグナイストの老衰をいうが、決して安請け合いをしないという意味で、七十歳を越えたグナイストはなおも健在であった。

金子堅太郎がドイツで次に会ったのは、ゲッティンゲン大学のルドルフ・フォン・イエーリングである。イエーリングは『権利のための闘争』等で知られる大法学者であるけれども、権威や権力には少々弱いところがある。⁽²³⁾ 政治家でも公法学者でもないイエーリングに金子が会見を求めた理由は、実のところよくわからない。ただ、西周による『権利のための闘争』の初訳以来、イエーリングは明治日本で最もよく知られたドイツ人法学者であった。このこととも関係するが、彼自身も大の親日家であった。こうしたことが、会見につながったのだろう。

金子は、十月二十六日にゲッティンゲンでイエーリングと面談した。通訳は、当時ベルリンに留学していた井上哲次郎に依頼した。イエーリングは、自分はローマ法が専門なので憲法に付いては適任者ではないと断りつつ、せっかくの来訪だからとして、四時間にわたって独自の憲法論を展開した。このあたりが、グナイストと異なるところである。

イエーリングの憲法論は、一八五〇年のプロイセン憲法を踏まえてなされている。明治憲法は、一八七一年のドイツ帝国憲法ではなく、プロイセン王国憲法に学んで制定されたものであった。伊藤博文に対するグナイストの憲法講義も、プロイセン憲法に即しておこなわれた。また例の『西哲夢物語』にも、グナイストの講義筆記に続けてプロイセン憲法の条文が合綴されていた。それはともかく、イエーリングは、明治憲法が勅撰議員制度を定めたこと、そして貴族院に大地主や資本家を取り込んだことを高く評価している。この二点は、彼の「平生懐抱する宿論」であつた。⁽²⁴⁾

イエーリングは、政府が「保守主義」を採るべきことを強調する。次に示す彼の議員懐柔論には、やや意外の念をもつ向きも多いのではなからうか。

政府は断然保守主義を採ると雖も、亦改進、急激の議員とも交際すること尤も必要なり。故に議會開設後の國務大臣は、私交上に於て勉めて議員と交際することを要す。或は夜会を催し或は宴会を設けて己れに反対の議員を招き、之と団欒して談笑すること、議會を統御するの第一の方策なり、是れ李国の「ビスマルク」公の政策なり。⁽²⁵⁾

ビスマルクに心酔していたイエーリングは、真偽は別にして、その夜会政治や宴会政治を伝授しようとした。けれども、金子から報告を受けたとしても、すでに鹿鳴館外交や料亭政治を実践済みの伊藤博文にとっては、この点については学ぶべきものはなかったはずである。イエーリングの希望により、十一月十一日、金子は再びイエーリングを訪問した。このときも滔々たる憲法論を聞かされたようだが、金子はその内容をとくに記していない。

ウィーンではローレンツ・フォン・シュタインと会談した。十一月末か十二月初めのころと思われる。シュタインもまた、かつて伊藤博文に憲法の個人講義をしたので、伊藤の指示による面談であるだろう。シュタインは病気のため面会を制限される状態にあったが、それでも金子の訪問を受け入れた。

シュタインが強調したのは、「憲法の沿革史」および「建国の歴史」の必要性ということである。憲法とは国家の歴史なのであって、歴史の共有なしには憲法は機能しない、ということであろう。

然るに日本は尚ほ未だ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史を知らずして何くんぞ皇室の独立と尊厳とを保つことを得んや、現に独逸皇帝は本年の陸軍検閲に於て、李国の歴史を普く中学以上にて教ゆべしと宣告せられたり⁽²⁶⁾

憲法とはその国の歴史であるとの信念は、シュタインのみならずグナイストにも共通する当然の前提であった。出来上がったばかりの明治憲法と日本固有の歴史とのあいだに乖離があるとすれば、これをいかに調整するかが憲法政治の最大の課題となるにちがいない。

金子堅太郎は、その後ローマを経てパリに到着した。パリでは元老院議長秘書官の「ルボン」に面会した。年が明けて明治二十三(一八九〇)年一月二十五日のことである。「ルボン」については詳細は不明だが、金子によれば、彼は当時パリ大学の憲法学教授を兼任していたという。当日の間答録をみるかぎりでは、「ルボン」は学者というよりは実務家のように、金子との問答も議会運営の事務手続が中心であった。

「ルボン」は「憲法義解」を熟読したうえで批評することを約束し、一月二十八日に金子と再度面会した。この

ときの筆記録によれば、「ルボン」は具体的な条文に即して明治憲法を論じている。こちらには、いかにも憲法学者らしい論評である。

たとえば、明治憲法第十二條の陸海軍編成大権に関して、『憲法義解』では「常備兵額」につき議会の干渉を排除する註釈がなされている。「ルボン」は、プロイセンの実例を引きながら、これに全面的な賛意を表している。また第六十三條の租税永久主義についても、同条を「李国憲法の丸写にして彼国に於て千八百六十三年に制定したるもの同一なり」としたうえで、年度ごとの議会の介入を避ける立場から、フランスよりもプロイセンや日本のほうが「良制」であると述べている。⁽²⁷⁾

金子堅太郎は、フランスからイギリスに赴いた。二月二十八日のオクスフォード大学訪問の折には、ダイシーやホランドなど著名な法学者に会った。とくにアルバート・ヴェン・ダイシーは明治憲法に対して大いに関心を示し、談話の中には次のような言及がみられる。

日本政府に於て独逸憲法に則て其の憲法を制定せられたるは実に賢明なる処置と言はざるを得ず。独逸は目下隆運に昇進しつゝ、ある邦国にして将来最も属望すべき国なり。又現今字内の君主中独逸の皇帝ほど権力の強大なる帝王は他に比類稀なるものとす。蓋し君主政体を永く維持せんと欲せば帝王の大権をして強大ならしめざるを得ず。英国の君主政体は英国に特有にして他国に於て容易に之を模倣するを得ざるものなり。⁽²⁸⁾

ダイシーは、イギリスの君主政とドイツの君主政の相違を踏まえて、日本がドイツに倣つて憲法を制定したことを「賢明なる処置」と評価している。ダイシーの政治的立場はともかく、イギリス人である彼が、ドイツの君主政

のほうが将来性があるかのような発言をしているのである。ここには、イギリスの君主政は独特のもので他国が模倣するのは不可能だとの、ある種の愛国心も認められるのではあるが、注目すべき視点である。

三月二日にはロンドンで社会学者のハーバード・スペンサーに面会した。紹介者によれば、スペンサーは「性質奇癖多く又日夜学問に熱中し短時間と雖も他人と面談することを好まざる風あり」とのことだったが、²⁹予期に反して快く会ってくれた。スペンサーはすでに日本でもよく知られており、金子が社会進化論と明治憲法の関係を述べると、「満面喜色を顕して」、その憲法観を論じた。

スペンサーの憲法観は、進化論的というよりは歴史主義的なもので、憲法は植物と同じであって、たとえ他国の憲法が根付いたとしても、その果実は原産国のそれとは異なるというものであった。「外国の憲法を反訳して直ちに之を執行し外国と同一の結果を生ぜしめんと欲するは、誤解の甚だしきものなればなり」と、付け加えることも忘れていない。³⁰国家には固有の歴史があり、憲法はその結果であるとの意味では、他の識者たちの意見と大きく変わるものではなかった。

その日、スペンサーは倶楽部クラブでの会合を予定していた。スペンサーは金子がよほど気に入ったようで、馬車に同乗させて車中でも話を続け、そのうえ彼を倶楽部の名誉会員に推薦した。イギリスの紳士階級において、倶楽部に誘って仲間に紹介する以上の歓待はない。

四 欧米人の評論

以上、金子堅太郎の『憲法制定と欧米人の評論』のうち、「欧米人の評論」部分について概観した。あらかじめ

断つておいたとおり、金子が面談したすべての人物について、その憲法論を紹介したわけではない。とはいえ、当時の欧米の政治家や学者が、明治憲法に關していかなる評価を下したかのおおよそは理解できるだろう。

まず指摘すべきは、明治憲法に対する、およびこれを英訳版『憲法義解』として持参した金子堅太郎に対する、彼らのきわめて好意的な反応である。金子への歓待ぶりは、たとえばスペインサーの場合について紹介した。スペインサーは金子をロンドンのある倶楽部の名誉会員に推薦したのだが、これを金子独りの名誉とするよりは、明治国家そのものが欧米社会の名誉会員として迎え入れられた、と解釈することも可能である。明治憲法と明治国家とは、まさに欧米基準の憲法および国家として承認されたのであった。

もちろん、そこにはある種の外交辞令が含まれていたことであろう。けれども彼らの憲法評論をみるかぎり、それは政治家や学者による真摯な対応として素直に受け止めておいたほうがいい。なにしろ明治憲法は、非欧米圏で最初の近代憲法であつたのみならず、当然ながら、当時において最も新しい憲法であつたからである。

ここでは、総括的な論評として、ジェイムス・ブライスの例を挙げておこう。ブライスはイギリス下院における「改進黨」(自由党)の議員で、オクスフォード大学のローマ法欽定講座教授でもあつた。ブライスは一月三十日にも会つていたが、四月五日の議會閉院に伴つて再会した。ブライスは同日付の長文の「日本憲法に關する意見」を金子に贈呈している。その冒頭部分のみを次に引用する。

日本の憲法はそれを全体より評すれば深思熟慮を費して起草したるものと謂ふべし。就中其の篇章の簡約にして能く詳細の規定を避けたるは起草の注意せし所なるべし。日本の近世史及び現今に於ける政治上の事情を詳にせざる外国人は其の規定の主意に就て意見を立つること易からずと雖も其の大体就中其の著大の権力を天皇

の掌握に帰せしめたるが如き其の行政府をして立法部と分立せしめたるが如きは立憲政治を新設せる同国の事情に最も能く適合したるものと謂はざるべからず。⁽³¹⁾

ブライスは、イギリスの「内閣制度」つまり議院内閣制は日本には適合しないと、それよりも立法府から行政府を分立させた「君主政治」を評価している。彼は自由党の有力な下院議員であるにも拘わらず、他国に対してはイギリスの議院内閣制を推奨しない。「久しく君主政治の下に在りたる国民」にとっては、「稍々君主政治の傾きある政体」のほうがふさわしい、とするのである。⁽³²⁾

ブライスにかぎらず、金子が会った識者のほとんどが、イギリスの国制は特殊であつて他国には真似ができないとの認識で一致していた。したがつて、同じ立憲君主制であっても、日本がイギリス型の議会優位主義ではなくドイツ型の君主優位主義を採用したことを、賢明な判断として高く評価する結果になつている。これがドイツ人の自画自賛ではなくて、イギリス人において強調されている点が、きわめて興味深い。

金子堅太郎は、『憲法義解』を携えての欧米出張において、彼みずからも起草に参画した明治憲法について、大いに自信を深めたようにみえる。まだ出張の途中ではあつたけれども、金子は山県有朋と松方正義に宛てた三月付の書簡をロンドンから送付して、そうした自信の根拠を報告している。金子と入れ替わるように欧米から帰国したのち、山県は内閣総理大臣になっており、松方は山県内閣の下で大蔵大臣になつていた。この書簡の文面には次のような一節がある。

更に去りて憲法学の大家「ダイセー」、「アンソン」二氏を「オックスフォード」に訪ひ帝国憲法の批評を請ひ

し処両氏とも其の専攻する所英国憲法に在るにも拘はらず公平の説を唱へ独逸学説の日本に適切なるを論じ日本憲法の絶佳なる由を激賞せし上にて財政案に欠点を指摘し頻りに其の改正を忠告致申候⁽³³⁾

文中にある「ダイセー」とはダイシーのことであり、すでに彼の意見は紹介した。「アンソン」はサーの称号をもつウィリアム・アンソンのことである。彼らには二月末にオクスフォード大学で会っていた。詳細は省くが、彼ら法学者の「公平の説」に金子は感激したのである。念のために付け加えるならば、財政案の欠点とは、政府の予算案に対する議会の介入について、その防止策がまだ足りないということであつて、その逆ではない。

金子堅太郎のこの書簡は、伊藤博文がウィーンから岩倉具視宛てに出した八年前の書簡に対応している。すなわち、明治十五年の八月十一日付の手紙であるが、伊藤はベルリンでグナイストの憲法講義を聴き、夏にはウィーンに赴いてシュタインの憲法講義を聴くことになつていた。この時点で、伊藤はグナイストもシュタインともに保守的な憲法理論の持ち主であることを確認し、岩倉に対して「心私ひんかに死処を得るの心地」という心中を吐露した文言を認めた。⁽³⁴⁾ 旧自由党や改進黨流の、つまりフランスやイギリス的な急進主義的憲法論とは異なる立脚点を見出して、伊藤は憲法制定に自信を深めたのである。

今度は金子堅太郎が出来上がった日本憲法をもつてイギリスを訪れたのだが、ダイシーをはじめイギリスの法学者さえもが、日本には「独逸学説」が適合すると保証してくれた。金子は伊藤の方針の正しさをあらためて確信して、これを山県に伝えた。もちろん、同様の趣旨を伊藤にも報告したことであろう。

金子はイギリスから再びアメリカに渡り、五月十日ころ、ボストンでハーヴァード大学の旧師「サヤー」に会つた。彼も憲法学者であるが、詳細はわからない。金子によれば、「サヤー」もまた、アメリカの憲政につき

「保守漸進」の政略にもとづいて「急躁過激」の論者を防御した歴史を述べた。⁽³⁵⁾

金子堅太郎の欧米出張は、予想以上の目的を達成したといえよう。彼は五月二十三日にサンフランシスコを出港して、六月六日に横浜に到着した。ほぼ一年におよぶ憲法宣伝の旅であった。金子は帰国後、ただちに総理大臣の山県有朋に報告し、次いで枢密院議長を辞し宮中顧問官の閑職にあった伊藤博文のもとを訪れた。

いうまでもなく、「大日本帝国憲法」およびその註釈書、つまり『憲法義解』を携えて欧米を巡ったのは、金子堅太郎であつて伊藤博文ではない。しかしながら、伊藤は明治憲法の起草そのものに直接関わった中心的存在であった。『憲法義解』も伊藤の著書として出版され、その英訳本の作成も伊藤の指示による。こうした一連の経緯には、井上毅も伊東巳代治も金子堅太郎も関与していたわけだが、その主導は常に伊藤によつておこなわれた。

こうしたことをあらためて確認するとき、金子堅太郎の帰国報告に対する伊藤博文の感慨は、その心情を率直に伝えるものとして受け止めることができる。

吾輩は君が発してから帰ってくる迄小田原の別荘にて、日夜どう云うやうに欧米の政治家や憲法学者が批評するであらうかと内心びくびくして居つたが今君から詳しい報告を聴いて安心した。吾に非難せぬばかりか賞讃の言葉を聴くに至つては実に悦ばしい。明日は早速上京して陛下に拝謁を願ひ憲法起草の責任解除を奏請せん。⁽³⁶⁾

伊藤博文の憲法起草作業は、明治十五年の欧州への出発をもつて始まり、同二十三年の欧米からの帰国をもつて終わった。とはいえ、こうした言い方は強引にすぎるかもしれない。二十二年の二月に憲法は発布されたのだし、

欧州に行ったのは伊藤だが、欧米から帰ってきたのは金子だからである。しかしながら、これまで指摘してきたように、憲法發布の直後に、伊藤博文は井上毅に『憲法義解』を執筆させ、伊東巳代治にそれを英訳させ、そしてその英訳版『憲法義解』を金子堅太郎に持たせて欧米に向かわせたのである。この一連の流れをみるならば、井上と伊東が伊藤博文の分身であったのと同様に、金子も伊藤の名代として欧米に行ったとしなければならぬ。

すなわち、伊藤博文の心情としては、明治憲法の起草作業は憲法發布によって終わったのではなく、「欧米の政治家や憲法学者」から明治憲法に対して合格点が与えられることによって、ようやく完成したことになる。

ただし、「欧米」なる大ざっぱな括りが含む意味については、もう少し検討が必要である。伊藤博文は、グナイストとシュタインからドイツ憲法学を学び、またお雇いドイツ人ロesslerの草案をもとにして明治憲法を起草した。こうした経緯からするならば、伊藤の明治憲法は、ロesslerはともかく、なによりもグナイストとシュタインの憲法講義に対するレポートであった。だが、グナイストもシュタインも、弟子の作品につき多くを語っていない。イエーリングは饒舌であつたけれども、これは番外ということだろう。いずれにせよ、ドイツ型の憲法をドイツ人に報告しても、目新しい評価は期待できない。

それよりも、伊藤博文はドイツ型の憲法がイギリスとアメリカでどのように評価されるかにこそ、注目したのであるまいか。ドイツ語はできないが、英語に堪能な金子堅太郎を送り出したのも、そうした思惑があつたからにちがいない。そもそも金子は、「議院制度取調」のために派遣されたのであつた。憲法發布のあとに控えているのは、国会の開設である。そこには、憲法大赦によって自由の身となつた多くの民権派が登場してくるであろう。政府の次の課題は、議会対策ということになる。

イギリスとアメリカは、議会制度の先進国である。イギリスは議院内閣制によって議会優位の行政を採用し、ア

アメリカは権力分立によって政府と議会の緊張関係を制度的に保障している。いずれにせよ、民意を重んじる英米人は、民意に超然たるドイツ型の日本憲法に批判的であるにちがいない。伊藤は「内心びくびく」しながら、彼らの評価を待ったのである。

ところが予想に反して、その英米人たちは、議院内閣制はイギリス独自のものであること、政府はとくに予算面で議会の介入を制約する必要があること、そして日本憲法の起草をドイツ憲法に倣ったことは賢明であったことを異口同音に述べたのであった。それが当時の「欧米人の評論」であった。

金子堅太郎の報告を聞き、伊藤博文は安心して参内した。そして天皇に「憲法起草の責任解除」を願い出た。伊藤の憲法起草は、こうして終わった。

ここまで金子堅太郎の『憲法制定と欧米人の評論』に依拠しながら、これをあえて伊藤博文の事業として論じてきた。もつとも、金子からすれば、彼を伊藤の影法師とするのは不本意であろう。この書物は、昭和十二(一九三七)年に公開されているのだが、その時点では、伊藤博文はもとより、井上毅も伊東巳代治も亡くなっている。すなわち、金子は憲法起草者たちの唯一人の生き残りとして、「憲法制定」の裏話と、憲法に対する「欧米人の評論」とを公表しているのである。したがって、陰に陽に、金子自身を憲法起草の中心人物に擬している点是否めない。

それはある意味では、生き残った者の特権であろう。けれどもこうした一般論ではなくて、その出版がいわゆる国体問題に直接関わっているとすると、様相はまるで一変する。金子はその「序」を、「昭和九年帝國議會に於て天皇機関説の問題発生し朝野の議論頗る喧噪なりしかば」と書き始めているからである。⁽³⁷⁾ しかも、憲法起草者の一

人、金子堅太郎は、日本は神代以来、天皇の国であるとの神話的国体論の側に立って、そもそも明治憲法はそうした国体の法的表現だとする。

要するに、「明治典憲体制」つまり天皇と憲法の二重構造が、天皇機関説問題をきっかけに露呈したということである。ここでそれにつき正面から論じる余裕はないが、少なくとも憲法起草時の伊藤博文に関するかぎり、天皇を憲法上の存在として取り込むことこそが、彼にとつての憲法制定の目的であつたはずである。伊藤が学んだグナイストもシユタインも、そしてそもそもロエスラー草案にしても、君主(天皇)機関説は共通の大前提であつた。そもそも立憲君主制とは、君主に憲法的制約を課す国体のことであるからだ。

同様のことは、金子堅太郎自身がホームズの意見として報告している。明治二十三年の五月にボストンで当時マサチューセッツ州最高裁判事であつたオリヴァー・ウエンデル・ホームズと会談した。彼はハーヴァード大学時代の金子の恩師に当たる。ホームズは金子にこう語つた。すなわち、「抑も憲法政治とは一国の政治を処理する機関の配置及び権限を明確にし、之れを主管又は執行する軌轍を明示し、其の確定したるものは天皇と雖も濫りに之れを変更することを得ざるの政体を云ふ」と。⁽³⁸⁾ ホームズもまた、天皇機関説論者であつたということだ。

伊藤博文の問題関心は、天皇機関説を前提としたうえで、むしろ議会対策のほうにあつたとすべきだろう。「欧米人の評論」を見渡すと、論者のほとんどが、場合によっては政府が下院を押さえ込む必要性に言及している。むしろ、それぞれの国の議会の現状を踏まえての論評である。議会敵視論としてもいいかもしれない。

しかし、現実の伊藤博文は、山県有朋とは異なり、単純な議会敵視策を採らなかつた。憲法發布直後に「大赦」により野に放つた、たとえば改進黨系の尾崎行雄や旧自由党系の星亨を、伊藤はやがてみずからの手中に取り込んでいるからである。とくに星亨は、ロエスラー草案をはじめ秘密出版事件を引き起こして、憲法起草の作業を攪乱

した張本人である。あとからみれば、伊藤の憲法起草は、初めから星亨の秘密出版と連動していたのである。

注

- (1) 板垣退助監修『自由党史』下、岩波文庫、一九五八年、三八三頁。
- (2) 同書、三八六～三八七頁。
- (3) 同書、二七九頁。
- (4) 同書、一九〇頁以下(ボアソナードの意見書)、二二四頁以下(勝安房の意見書)、二二八頁以下(谷干城の意見書)、二四七頁以下(板垣退助の封事)。
- (5) 堅田『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、二五三頁以下(第八章 西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末)。同『明治文化研究会と明治憲法——宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造——』御茶の水書房、二〇〇八年、六三頁以下(第三章 『西哲夢物語』事件と明治文化研究会) 参照。
- (6) 『自由党史』下、三三二頁参照。
- (7) 伊藤博文『憲法義解』岩波文庫、一九四〇年、四三頁。
- (8) 『義解』の読みには「ぎげ」説と「ぎかい」説があるが、校注者の宮沢俊義にしたがって「ぎかい」と読んでおく。『憲法義解』一八一頁参照(憲法義解問題)。
- (9) 同書、一七九頁参照(憲法義解問題)。
- (10) 同書、一八〇頁(憲法義解問題)。金子堅太郎が「共同審査」に参加しなかったのは、憲法発布直後に入院したためである。金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館、一九三七年、一九四頁
- (11) 金子、前掲書、一六四～一六五頁参照。
- (12) 『憲法義解』一八二頁(憲法義解問題)。
- (13) 小嶋和司『明治典憲体制の成立』木鐸社、一九八八年、たとえば一七一頁以下(明治皇室典範の起草過程) 参照。
- (14) ジーメス『日本国家の近代化とロエスラー』本間英世訳、未來社、一九七〇年、一〇八頁。Johannes Stenmes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Recht, Der Beitrag Hermann Roeslers, Berlin, 1975, S.62.

- (15) 金子、前掲書、一八二〜一八四頁、および一七〇〜一七三頁参照。
- (16) 同書、一九四〜一九五頁。
- (17) 宮沢俊義は、「伊藤博文の私著」であることから、『憲法義解』を「半官的」な逐条説明書と性格づけている。だがその理由として宮沢自身が挙げている「起草者乃至は著者の資格」および「成立の過程」は、「半官的」どころか、むしろ「公権的」な性格を裏づけるものである。『憲法義解』、一八六〜一八七頁参照。
- (18) 金子、前掲書、一九八頁。『憲法義解』一八四頁参照。
- (19) 英国人「ジョーダン」とは、アメリカ人「ジョードン」(Peyton Jaudon)のことであろう。彼は明治政府の外交顧問であった。竹内博編『来日西洋人名事典』増補改訂版、日外アソシエーツ、一九九五年参照。
- (20) 金子、前掲書、一九九頁。山県有朋はこの欧米旅行の途次、ベルリンでグナイストから自治行政を学んだ。藤村道生『山県有朋』吉川弘文館、一九六一年、一二三〜一二五頁参照。
- (21) 金子、前掲書、二〇一〜二〇二頁。
- (22) 同書、二〇四頁。
- (23) イエーリングと日本、およびイエーリングとビスマルクの関係につき、堅田「ゲッティンゲンのイエーリング——二つの博士号をめぐる——」『獨協法学』第六四号、二〇〇四年、一頁以下参照。
- (24) 金子、前掲書、二〇六〜二〇七頁。
- (25) 同書、二一〇〜二一一頁。
- (26) 同書、二一八〜二一九頁。
- (27) 同書、二五〇〜二五二頁、二五七〜二五八頁。『憲法義解』三九〜四〇頁、一〇二〜一〇五頁参照。
- (28) 金子、前掲書、二七二〜二七三頁。
- (29) 同書、二七九頁。
- (30) 同書、二八一〜二八二頁。
- (31) 同書、三六四頁。
- (32) 同書、三六五頁。
- (33) 同書、三五九頁。

- (34) 『伊藤博文伝』(中)、春猷公追頌会編、復刻版、原書房、一九七〇年、二九六～二九七頁。他に、尾佐竹猛『日本憲政史大綱』下巻、著作集、第八巻、ゆまに書房、二〇〇六年、六七六頁。稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、五八四頁参照。
- (35) 金子、前掲書、三八四～三八五頁。
- (36) 同書、三九〇頁。
- (37) 同書、一頁(序)。
- (38) 同書、三七八頁。